

令和5年度「振動工具取扱い作業従事者教育」のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10	
鹿児島労働局登録教習機関	TEL 099-257-9211	FAX 099-257-9214

1 教育対象者

- ・ 建設現場等において、振動工具（チェーンソーを除く：別表参照）を取り扱う全ての労働者
- ・ 事業場の安全衛生管理担当者等

2 教育年月日、会場

別掲の【令和5年度 技能講習・安全衛生教育等実施予定表】のとおり

3 教育の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

- * 教育開始時刻 9時30分
- * 教育終了時刻 15時20分
 - ・ 受付は、いずれの会場も講習開始時刻の30分前から行います。
 - ・ 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。
 - ・ 都合により、開始及び終了時刻を変更する場合があります。

4 教育科目、時間

教育科目	時間	講師
振動工具に関する知識	1時間	当支部 専属講師
振動障害及びその予防に関する知識	2.5時間	
関係法令等	0.5時間	
演習 「日振動ばく露量A(8)」の算出	0.5時間	
合計	4.5時間	

* 教育科目の順序は、講師の都合により変更する場合があります。

5 受講料（1人当たり）及びテキスト代（1冊当たり）

別掲の【令和5年度 技能講習等受講料・テキスト代】の「税込額」のとおり。

- ・ 建災防鹿児島県支部会員事業場の受講者については、テキスト代を建設業労働災害防止協会鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

6 申込み、受講料及びテキスト代の納付方法

（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

納付された受講料、テキスト代は、原則としてお返しできませんので、ご承知ください。

(1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者

- ① 受講申込書に必要事項を記入のうえ、郵送により受講希望日の6週間前から3週間前までに「建設業労働災害防止協会鹿児島県支部」（下記7の(1)）にお申込みください。
なお、宛先を書き所要の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ② 受講料、テキスト代は、講習を開催することになった時点で、別途送付する請求書に基づき当方の口座に入金してください。

(2) 上記会場以外での受講希望者

- ① 開催会場の当該支部会員事業場の受講希望者
受講申込書に必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代を添え、郵送（現金書留）等により、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに、講習実施会場の申込先（下記7(2)～(6)のい

ずれか)にお申込みください。

- ② 当該支部会員(下記7(2)~(6)のいずれか)でない事業場の受講希望者
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部(099-257-9211)に問い合わせのうえ、
受講可能であれば上記(1)の手続きに従ってお申込みください。

7 申込み(問合わせ)先

- (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
(〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211)
- = 以下は、当該支部会員に限った申込み(問合わせ)先です! =
- (2) 令和5年5月15日の「始良郡建設会館」会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 加治木支部 (建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 加治木分会)
(〒899-5212 始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044)
- (3) 令和5年5月31日の「日置建設会館」会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 日置支部 (建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 日置分会)
(〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-10 電話 099-272-2506)
- (4) 令和5年6月20日の「種子島建設会館」での受講希望者
鹿児島県建設業協会 種子島支部 (建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 種子島分会)
(〒891-3116 西之表市鴨女町209-1 電話 0997-22-0935)
- (5) 令和5年8月7日の「栗野建設会館」(または「丸岡会館」)会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 栗野支部 (建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 栗野分会)
(〒899-6207 始良郡湧水町米永476 電話 0995-74-2221)
- (6) 令和5年9月15日の「奄美建設会館」会場での受講希望者
鹿児島県建設業協会 奄美支部 (建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 奄美分会)
(〒894-0006 奄美市名瀬小浜町20-3 電話 0997-52-0846)

8 募集定員

- ・ 30名(諸般の事情でこれより少なくする場合があります。)
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが20名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

9 修了証の交付等

本研修修了者には、「振動工具取扱い作業従事者教育修了証」を交付します。

【別表】 チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指针对象工具

- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具
[1] さく岩機、[2] チッピングハンマー、[3] リベッティングハンマー、[4] コーキングハンマー、
[5] ハンドハンマー、[6] ベビーハンマー、[7] コンクリートブレードカー、[8] スケーリングハンマー、
[9] サンドランマー、[10] ピックハンマー、[11] 多針タガネ、[12] オートケレン、[13] 電動ハンマー
- (2) 内燃機関を内蔵する工具(可搬式のもの)
[1] エンジンカッター、[2] ブッシュクリーナー
- (3) 携帯用皮はぎ機等の回転工具((5)を除く。)
[1] 携帯用皮はぎ機、[2] サンダー、[3] バイブレーションドリル
- (4) 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具
[1] 携帯用タイタンパー、[2] コンクリートバイブレーター
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤(使用する研削といしの直径が150mmを超えるものに限る。)
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤(使用するといしの直径が150mmを超えるものに限る。)
- (7) 締付工具
[1] インパクトレンチ
- (8) 往復動工具
[1] バイブレーションシャー、[2] ジグソー